

# 建設産業の健全な発展のために 低価格競争の悪循環を断ち切ろう

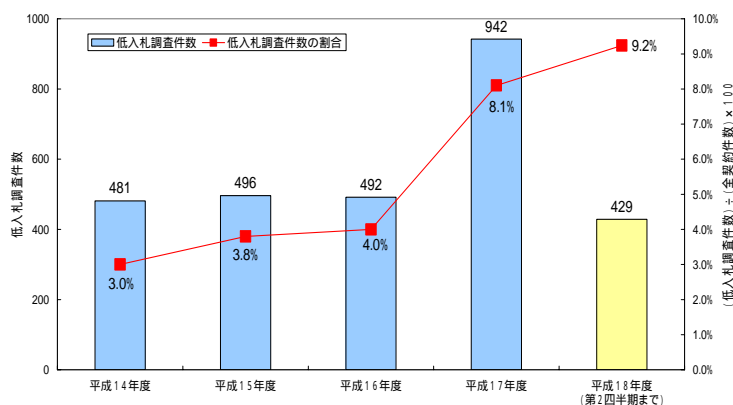
建設生産システム改革への提言(案)

2006年12月17日

特定非営利活動法人  
建設政策研究所

# 1. 建設産業は疲弊している

## 国土交通省直轄工事・低入札価格調査は増加傾向



- 全契約件数に占める低入札価格調査件数の割合は、年々増加の傾向にある。
- 平成17年度は急増（平成16年度の約2倍）しており、平成18年度も同様の傾向。

## 低入札工事における問題点

低入札工事は、平均的に赤字受注となる。

- ・低入札工事については、完成時の実績データにおいて平均的に赤字受注となることが確認できた。
- ・低入札工事の各経費については、工事の標準的な経費を少なからず下回り、また、入札時の予定と最終的に要した実績とは大きく異なっている。

低入札工事は、平均工事成績が低くなる。

- ・低入札工事については、完成時の実績データにおいて平均的に赤字受注となることが確認できた。
- ・低入札工事の各経費については、工事の標準的な経費を少なからず下回り、また、入札時の予定と最終的に要した実績とは大きく異なっている。

低入札工事では、無理に工期を短縮しようとする傾向がある。

- ・低入札工事については、完成時の実績データにおいて平均的に赤字受注となることが確認できた。
- ・低入札工事の各経費については、工事の標準的な経費を少なからず下回り、また、入札時の予定と最終的に要した実績とは大きく異なっている。

落札率が低いほど、下請契約の契約書に不備が見られる。

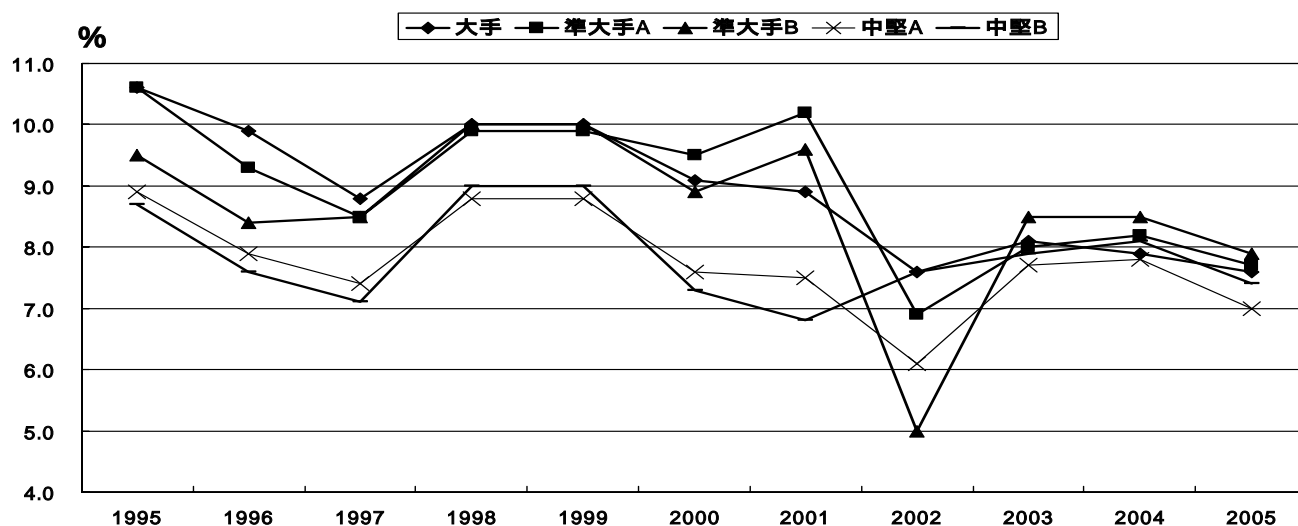
- ・下請契約の契約書において「契約工種」や「数量」を明記していないなど不備が見られる工事は、落札率が低いほど多い。
- ・また、落札率が低いほど、下請企業が赤字となる工事の比率が増加する。

落札率が低下すると、工事成績は低下し、下請企業の赤字は増加。

- ・落札率が低くなるほど、工事成績評定7.4点以下の工事や下請企業が赤字の工事の割合が増加。

## 大手～中堅ゼネコン41社の完成工事総利益率 (単体)は軒並み低下

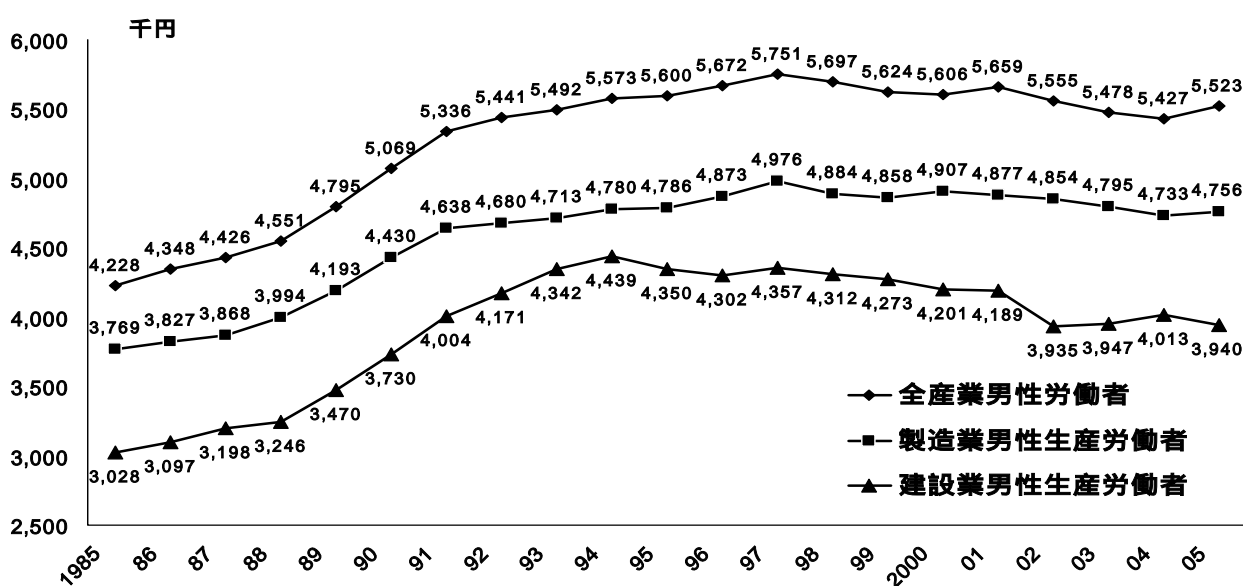
●売上高の増加により売上総利益額は増加したが、公共工事の減少、受注競争の激化、原材料価格の高止まりなどにより、売上総利益率は低下した。



資料: 財団法人建設経済研究所の『2006年3月期(2005年度)主要建設会社決算分析』(2006年6月)。

## 賃金は低下 製造業に比べて低い

●建設業生産労働者の賃金は低下傾向。2005年では製造業より約80万円低い。

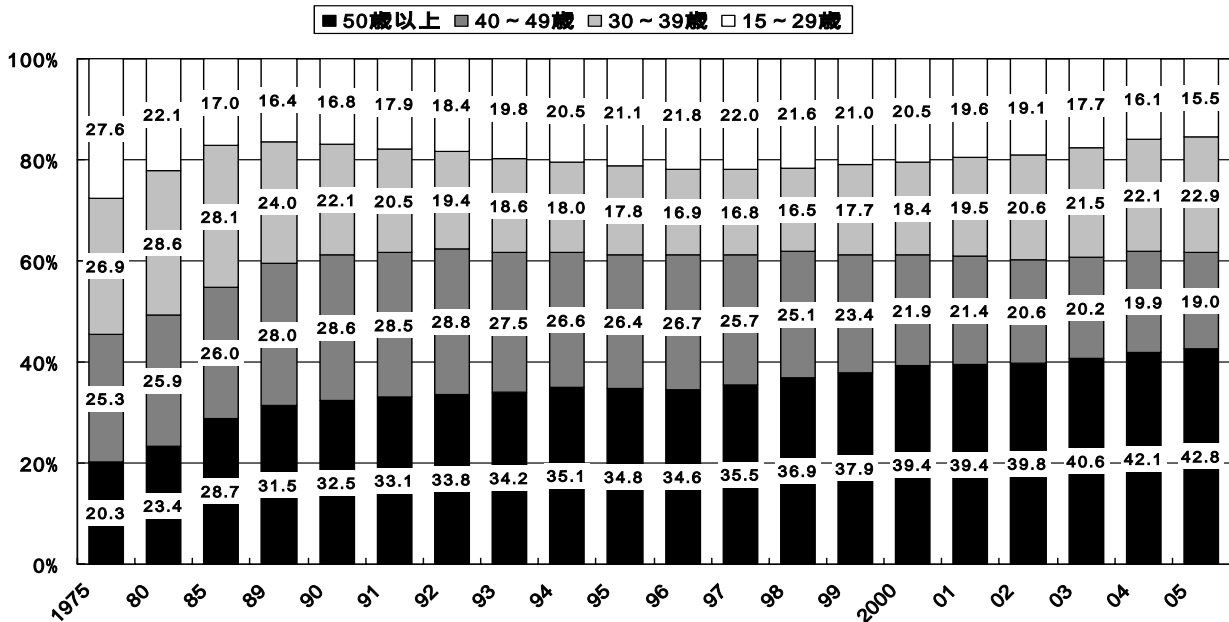


資料: 国土交通省総合政策局。

データ: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)。

## 50歳以上の就業者が占める割合が上昇

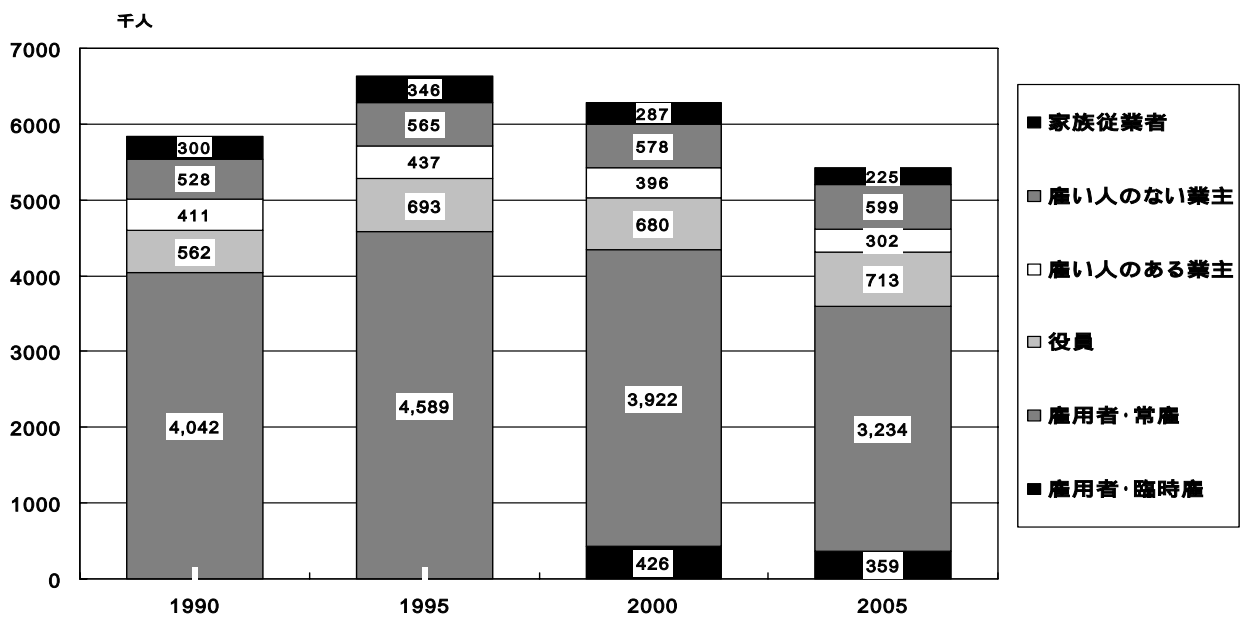
●50歳以上の就業者が占める割合が大きくなる一方で、29歳以下の占める割合は小さくなっている。



資料：国土交通省総合政策局。 データ：総務省「労働力調査」。

## 個人経営者が減少し、一人親方が増加

●雇い人のある業主（個人経営者）が減少している一方で、雇い人のない業主（一人親方や家族とだけ事業を営む者）が増加。



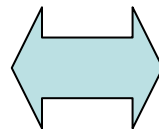
資料：国土交通省総合政策局。 データ：総務省「国勢調査」。

## 2. 建設産業政策研究会「中間とりまとめ」の問題点

### 1) 建設生産システムの各主体の中に建設技能労働者を含める必要性

#### 中間とりまとめ

- 建設技能労働者に関する課題を施工者(下請業者)の箇所に位置づけ。



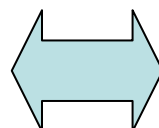
#### 研究所の考え

- 建設生産を根底から支える集団であり、独立した重要な主体。
- 疲弊状況の象徴的立場にあるのが、建設技能労働者。

### 2) 建設技能労働者問題を建設産業全体として解決する方向を

#### 中間とりまとめ

- 「技能労働者の能力の向上や労働条件改善等」に取り組むのは施工者(下請業者)。



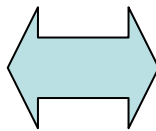
#### 研究所の考え

- 建設施工全体から見た場合、建設技能労働者に責任を負っているのは元請業者を含む建設業界全体。

### 3) 施工者の主体を元請業者と下請業者に分離する 問題性

#### 中間とりまとめ

- 元請業者  
「総合的管理監督機能を主に担う中核的主体」
- 下請業者  
「直接施工機能を主に担い、建設生産を根底から支える重要な主体」



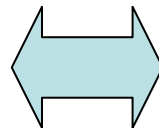
#### 研究所の考え

- 元請下請の機能分離は、80年代後半の元請の「下請の責任施工・自主管理体制の確立」方針で徐々に定着。
- 機能分離方式は、元請から下請への低価格指値発注、いっそうの重層下請化、施工品質の劣化をもたらす。

### 4) 「研究会」の構成上の問題性

#### 中間とりまとめ

- 元請・下請業者サイドからの対策をとっている。



#### 研究所の考え

- 改革には現場施工に直接携わる業者、労働者の代表を「研究会」の構成に加えることが必要。

### 3. 建設生産上の諸問題の根底に労働者の低賃金問題がある

#### 絶対額の低下

1990年代後半から下降。

常用 1994年 19,142円/日  
約 10%ダウン  
2000年 17,034円/日

#### 常用と手間請の平準化

手間請 1994年 23,046円/日  
約 17%ダウン  
2000年 18,875円/日  
手間請と常用の格差縮小

#### 大工と大工以外の平準化

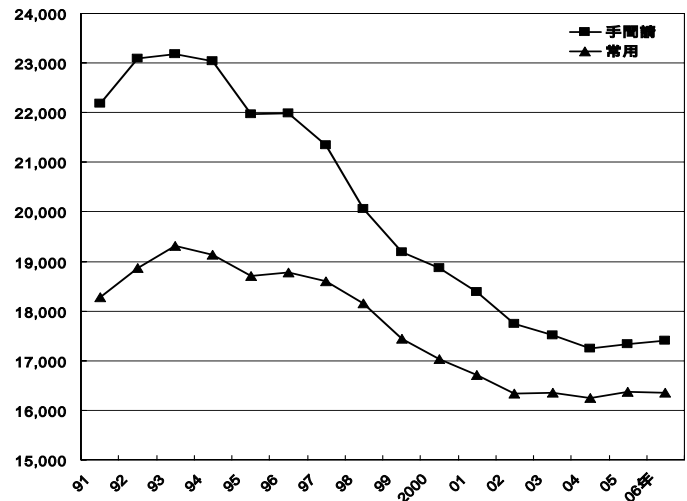
野丁場の賃金

1995年 大工 20,019円/日  
大工以外 18,383円/日  
差 1,686円/日  
2006年 大工 15,801円/日  
大工以外 16,206円/日  
差 405円/日

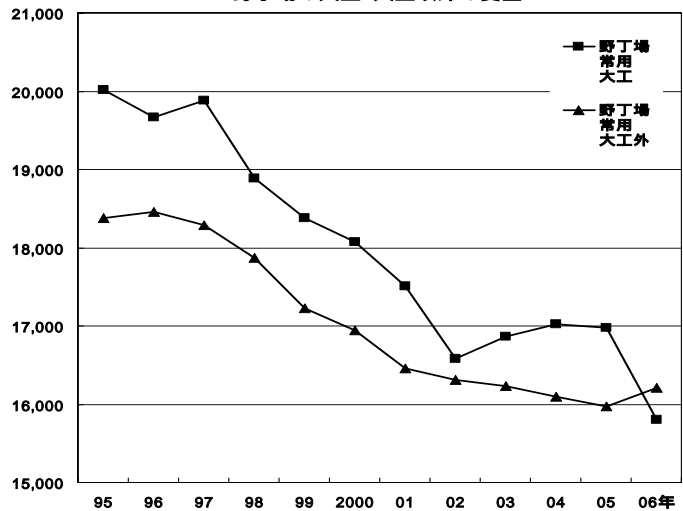
#### 年齢間格差の縮小

2001年 25～39歳 15,140円/日  
40～49歳 16,742円/日  
差 1,602円/日  
2005年 25～39歳 15,346円/日  
50～59歳 16,275円/日  
差 929円/日

円 手間請賃金と常用賃金(全建総連東京都連組合員)



円 野丁場の大工・大工以外の賃金



資料:全建総連東京都連「2006年賃金調査報告」。

#### 賃金の低下、格差縮小はなぜ？

大手企業が実質的に賃金相場づくりを行い、建設労働組合が関与できない。  
建設行政が建設業界の健全な発展の立場から、労働者の地位向上に指導的役割を  
発揮できていない。

労働者の手間請(一人親方)労働。

大工職など熟練技能労働者の技能剥奪(急速な技術開発、特に工法のマニュアル  
化・組み立て化、部材のプレハブ化・工場生産化)、など。

## 建設生産システム改革への提言(案)

今日、わが国の建設産業は、景気回復の下支えとしての役割を、もはや果たせなくなっています。建設需要の低迷と価格引き下げの圧力がかつてなく強まり、産業それ自体としての存続が危うい状況にあります。この提言では、建設生産システム改革の根本問題として、建設産業に働く技能労働者の賃金・労働条件の改善方策を提起します。建設生産物の品質確保と建設産業の社会的責任を担保するために、建設産業の持続可能性という視点が大事だからです。

すでに述べたように、販売価格(売値)の引き下げによる受注確保のために、企業がコスト削減することは現下の状況においてやむを得ないことかもしれません。しかし、このような価格収縮の悪循環(デフレスパイラル)が、建設産業企業・事業者(大手とそれ以外も含めて)を疲弊させていることも明らかになっています。

大手・準大手ゼネコン同士の受注競争は、企業内の人件費、間接経費、管理経費削減努力を各企業に求めます。そもそも外注費のウェイトが高い元請建設業においては、最大のコスト削減の源泉は、下請・外注費の削減にあります。この下請・外注費の削減は、下請・外注労働者の賃金を圧縮する方向に作用します。なぜなら、元請業者は下請業者に対して「一式発注」をおこない、下請業者のコスト構成にあまり関心を示しません。特に下請労働者の賃金決定には無関心です。さらに各層次の下請業者も、自分より下位の下請労働者の賃金・労働条件に関心を示しません。最終的に建設技能労働者を直接雇用する業者のところで、低価格競争のしわよせが人件費の「精算」として行われるのです。しかも、建設現場の労務管理の基本は、手間請とともに、仕事の結果に対していくら、という賃金・手間決定方式が支配していますから、低賃金と長時間労働が同時に発生するしくみになっています。

低価格競争の悪循環の最終的「決算書」は、低賃金・悪労働条件の拡大となります。それでも、優秀な建設労働者が確保されるならば、企業は労働市場の需給関係だけに関心を払えばよいこととなります。しかし、今日の建設労働市場は、技能労働力不足と一方での高齢者などの過剰労働力という二面性を持っています。その主要な要因は、他産業と比較して低劣な建設労働者の賃金・労働条件にあります。価格競争が建設生産システムのあらゆる場面に貫徹していますが、価格優先の結果、必要な財やサービスを確保できなくなってからあわてて価格を引き上げても、調達は困難です。建設労働者も全く同じです。建設業界総体のマター(関心事)として、建設労働者の適切な賃金・労働条件の最低基準と標準を合意し、その具体化を急ぐ必要があります。

この提言は、建設産業に関わっている業界、労働組合、行政に対して、生産システム改革の視点から改善の方策を提案するものです。



# 建設技能労働者の賃金・労働条件、雇用と就労確保のために

## 1. 建設技能労働者が人間的な文化的生活を維持できる産別最低賃金の業界での合意を

建設労働組合、専門工事業団体、元請ゼネコン団体による賃金決定に関する場の創設。欧州の建設労働協約で実現している産別最低賃金の設定。

## 2. 建設業の特殊性に基づく労働条件の確保については建設業者の出資による基金制度を確立する

建設業界全体による基金制度の確立。  
現行の建退共制度を発展させた、退職金制度、不就労日手当制度の創設。

## 3. 社会保険料・労働保険料の事業主負担分は元請・下請契約の別枠として実際に労働者を雇用する雇用主に支払われるしくみをつくる

元請業者は労務費総額を基準に保険料の事業主負担分を算出、予算確保。  
元請業者は、下請業者の請求に基づき外注契約とは別に保険料を直接支払う。  
しくみの運用は、元請建設業団体、専門工事業団体、建設労働組合の三者で協議。  
厚生労働省、国土交通省、地方自治体は業界に適切な指導を行う。

## 4. 技能労働者の技能の向上のために

各地域において技能労働者の教育・養成機関を確立するため国・地方自治体の出資、および各地域の建設業者の人件費に対応した出資にもとづく技能労働者教育基金制度の確立、など。

## 5. (建設雇用改善法) 建設技能労働者派遣事業を有効化させるために

直用化に伴うコスト増加は、元請業者が施工単価の引き上げにより負担する。

## 6. 建設就労者の相対的過剰供給構造の打開のために

地域経済・社会の疲弊打開のため、国・地方自治体は建設業の仕事・就労対策を行う。  
農業・林業の自立的発展を促進し、建設就労者のスムーズな転業を可能にする。

## 7. 高齢建設就労者への就労と福祉充実の対策を

高齢者の就労確保に対応した行政の支援策の確立。  
無年金高齢建設就労者のための基金制度の確立。

# 入札・契約レベルにおける公正な価格形成の提言

## 1. 価格だけでなく、さまざまな条件や評価基準による入札・契約制度の確立

- 1) 条件付一般競争入札制度の広範な導入。
- 2) 多様な評価基準による政策入札の実施。
- 3) 最低制限価格制度の広範な導入。
- 4) 入札参加審査は入札ボンド制度ではなく行政機関が責任を持って行うようにする。
- 5) 工事種別・規模に応じた分離・分割発注の実施。
- 6) 官業癒着につながるゼネコンへの設計・施工一括発注方式ではなく、設計と施工の分離を原則とした発注方式を堅持。
- 7) 政官業癒着・談合の厳禁、企業献金の全面禁止、天下りの抜本規制と罰則の強化、内部告発権を認める。

## 2. 高品質を理由とした工事価格の高騰を避けるため、予定価格の上限拘束性を堅持するとともに、予定価格づくりの適正化と公開を

- 1) 公共工事の予定価格は公共構造物の品質・安全性・利便性・環境配慮の立場から材料や工法を検討した設計書に基づき、標準的市場単価(材料費、機械経費のみ)を基本に各種条件を加味した積み上げ積算方式により行う。
- 2) 労務費の算出は地域の標準的生計費を基本に、職種ごとに技能程度、難易度、地域の他産業労働者の賃金水準を加味した独自の調査によって作成。
- 3) 歩掛の算出は施工に携わる下請業者および職人労働者へのヒヤリング・アンケート調査を基本とした職種ごとの標準的歩掛に難易度・特殊性などを加味したものとする。
- 4) 積算に使用する標準的市場単価・労務費・歩掛はその作成過程を含め公開する。
- 5) 公共機関は積算された労務単価・経費・歩掛が実際に工事施工に携わる下請業者や労働者に反映されているかの監視・調査機能を充実させ、悪質な業者に対する罰則規定を設ける。

## 3. 工事現場における施工体制の充実、労働条件向上への公正なルール形成のための行政施策の充実を

- 1) 公契約法(条例)の制定により施工に携わる労働者の賃金・労働条件の平準化。
- 2) 受注業者に指導文書や特記仕様書を発行し、行政施策を充実させる。
- 3) 施工体制事前提出方式(オープンブック方式)の採用で公正な元請・下請取引関係を形成。

# 施工業者レベルにおける生産システム改革の提言

## 1. 元請責任の明確化

直接受注業者として、工事全体にわたる元請業者の責任を確認し、明確にする。

## 2. 元請・下請間の片務性の是正と公正な契約内容の実現

工事着工前に契約内容を明示した契約書の作成、元請業者、下請業者ともに交付。  
元請業者は下請代金を現金で支払う(例えば、労務費・諸経費部分)。  
工事契約締結後の変更工事、追加工事などに関しては、元請業者は下請業者に確実工事代金を支払うようにする。  
「赤伝」処理の廃止。  
パートナーリングは、片務性の是正をともなう限りにおいて支持、など。

## 3. 下請業者の適正な見積、請負代金の実現

元請業者は下請業者に工事見積条件をきちんと示し、見積に必要な情報を提示。  
下請業者が見積を行うために必要な期間を確保。  
元請業者、下請業者の双方が合意する価格で契約を行う。  
契約段階での内訳書の添付を義務付け、元請業者、下請業者ともに確認可能にする。  
元請業者が発注者に提出する書類(「工事費内訳書」「オープンブック」など)に基づき、行政機関はチェックする、など。

## 4. 一括下請発注、一括再下請発注などの根絶

公共工事、民間工事ともに一括下請全面禁止。

## 5. 工事現場における元請責任の徹底

工事現場における元請責任を徹底していく。

## 6. 法令遵守の徹底

違反行為を明確化。  
行政機関による監督機能を強化。業務を担えるに十分な数の担当職員を配置。  
関係行政機関の連携を強める、など。